

◎官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(令和五年一二月一三日法律第八六号)

一、提案理由 (令和五年一二月一五日・衆議院内閣委員会)

○自見国務大臣 ただいま議題となりました官報の発行に関する法律案及び官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

引き続き、官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、官報の発行を電子的に行うことに伴い、官報が紙の印刷物であることを前提とした規定の改正を行うなど、関係法律について所要の整備を行うものです。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人国立印刷局法について、目的及び業務の範囲の変更等関係規定の整備を行うものです。

第二に、鉄道抵当法その他の関係法律について、官報が紙の印刷物であることを前提とした規定の改正を行うものです。

第三に、内閣府設置法及び復興庁設置法について、関係規定の整備を行うものです。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告 (令和五年一二月二〇日)

○星野剛士君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、官報の発行に関する法律の施行に伴い、独立行政法人国立印刷局の目的及び業務の範囲の見直しを行う等関係法律の規定の整備を行うものであります。

両案は、去る十一月十四日本委員会に付託され、翌十五日自見国務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十七日、質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告 (令和五年一二月六日)

○大野泰正君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、独立行政法人国立印刷局の目的及び業務の範囲の見直しを行う等関係法律の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、新法制定の意義、関係機関の事務への影響、官報の閲覧、頒布、保存の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より両法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。